

手代木俊一氏の公開質問状への返答

安 田 寛

キーワード

公開質問状、剽窃論争、手代木俊一、
唱歌、キリスト教宣教

本論考は、拙論「キリスト教史学会芸術奨励賞受賞『讚美歌・聖歌と日本の近代』を読む―唱歌とキリスト教宣教との関係についての研究史の紹介のために―」（以下「読む」と略記）への反論として書かれた、日本リードオルガン協会が二〇〇四年六月に発行した「Reed Organ Research」(No. 4)に掲載された手代木俊一氏の論考「論文への道 先行研究、引用資料とはなにか 安田寛氏への公開質問状」（以下「質問状」と略記）で「安田氏から反論があるならば公の場で反論していただき、またそれにわたしも答えたいと思う」という呼びかけに応えたものである。質問状には読者が客観的に真偽を判断出来ない非難が安田（以下Yと略記）に向けられているので、まずそれについて五点述べる。

一 手代木氏が問題にしている事実関係について

(一) 越川問題（質問状一二頁）

手代木氏（以下Tと略記）からはじめて指摘されたこの問題については、以前『唱歌と十字架』担当編集者中村正仁氏より指摘があったので、越川美都子氏にお詫びの書状を差し上げ、第二刷で「手代木さんが見つけたのは、当時関西で発行されていた伝道機関紙『七一雑報』の一八八一（明治十四）年七月一日の記事だった。越川美都子さんという、まだ芸大の学生が発見したものだ」と訂正した。Tも研究者なら拙著をチェックしてから発言して欲しい。なお、越川氏の卒業論文は「引用文献および主要参考文献」に初版からあげてある。

(二) 一八七九年一月八日号の「The Boston Herald supplement」に掲載された記事「Music in Japan」（以下「付録」と略記）問題（質問状四―五頁）

まず、Tが「わたし手代木が送った資料である」とか「自らポストンで収集した資料」と言う「付録」をYがTに入手を依頼した経緯を説明する。東京芸術大学附属図書館が一九七二年

に発行した『音楽取調掛時代（明治二十年～明治三〇年）所蔵目録（二）各種資料篇』の一五頁から一七頁にある一八七九年一月二〇日付で目賀田種太郎に宛てたメーソン書簡中の「ポストン・ヘラルド紙の付録を沢山お送りします。日本へ行くことについて私にインタビューした記事があります」に着目したYは、この記事の入手をポストン滞在中のTに依頼。記事探索の手がかりは、一、一八七九年一月二〇日から遡ることそう遠くない日付、二、ポストン・ヘラルド紙の付録、三、メーソンにインタビューした記事、である。一九九二年七月二日付の書簡で「この三日間、ポストン パブリック ライブラリーに行き同封の記事をみつけることが出来ました」とTはYへ「付録」のコピーを送付（Yはこれまでではないが、Tは第三者が客観的に知りようも無い問題を提示している）、その問題に関してだけ、Tの名誉等を傷つける恐れが無い、弁明のため必要な最小限の私信箇所の公表をお許し願いたい。同年八月二六日付の書簡でも「先日お送りしたコピーの少しはましなものをご送付します。（よく読めないところだけ）」とTは再度Yに記事を送付。この後、Yは記事をワープロで打ち直し、判読出来ない箇所はYの要請でTがマイクロフィルムから直接判読し、その結果をYに送付。

したがって、「送った」とか「入手」したといった主張あるいは争いは、研究には意味のないことである。YはTが言う「資料のプライオリティ」を主張したことはない。ただ、資料の存在を日本で最初に確認し、公表したのは誰か、資料の内容

を紹介し、重要性を指摘したのは誰か、その資料を使った研究を最初に公開したのは誰か、という点を業績の優先権に関してきちんと認識したいと思うだけである。

「資料紹介」は、ほとんどそれまで音楽教育史等で使われたことの無い資料三九点を要点にしばった改題を付して紹介し、これらの資料が音楽教育史に持つ意味を最後にまとめた論文である。この論文の一五―一六頁で「付録」を紹介した。これに対してTは「他の資料との関連もその資料の意味するところも殆ど書かれてはおらず、これは先行研究とはよべないものである」とか「単なる原文の転載だけでは先行研究にあたらなと思う」と言う。Yの改題でTが質問状に引用していない箇所を引用して判断は読者におまかせしよう。

「これは、ポストンで行われた、唱歌の日本導入の準備について詳しく述べている唯一の資料である。この資料は筆者の求めに応じて、ポストン滞在中であった手代木俊一氏が提供してくださったものである」

なお「付録」を使った研究をYは「唱歌の起源―目賀田種太郎関係資料と唱歌掛図復元―」（山口芸術短期大学紀要第二九巻、一九九七）で行った。

（三）「唱歌導入史に関する資料紹介」（山口芸術短期大学紀要第二六巻、一九九四）（以下「資料紹介」と表記）の酷評（質問状七頁、一三頁）

公表された論文をどのように評価するも自由であるが、Yの「資料紹介」にTが「この文献を引用することは、引用した人

問まで品位を問われかねない」と酷評する理由の一つにあがっている「原文の(中略) 入手先にアンフェアナ書き方がある」について事実関係を説明する。

質問状で触れてある一九九四年六月一日日付でYに宛てた書簡(以下「六一四書簡」と略記)でTは「唱歌導入史に関する資料紹介」はよく(まと)まっいて、唱歌導入史の貴重な紹介文となっています。しかし、資料(七)(一八)も私が送った資料、又は書誌的に明らかにした資料です」と資料全三九点中二点だけ「アンフェアナ書き方がある」ことについて指摘して来た。

資料(七) Boston Evening Transcript 紙の二八七年八月九日夕刊の記事²⁾ National Educational Association はTのご指摘の通りである。ここだけ「手代木俊一氏の提供による」が抜けていたことをTに改めておわびしなければならぬ。

資料(一八)雑誌記事“Edward Dwight Walker, The New England Conservatory of Music, Cosmopolitan, September, 1889”はTの勘違(ごひ)一九九二年一〇月八日Yがニューヨークランド音楽院で複写した資料である。帰国してから最終頁が欠けていることに気づき、Tにその頁の複写を依頼したことで、Tが勘違いしたのである。Tは一九九二年十二月一日付のYへの手紙で「別便でコスモポリタンの抜けてくることと、これまでコピーしてきた資料を送付いたしました。(中略) コスモポリタンの記事はごさるコピーのコピーで、コスモポリタンとか、by Edward Dwight Walker とか写って

おらず、Tourje 側から日本人の名前が出てくる大事な記事なのに、いったい何なのかと書いていたところでした。ありがと(ごひ)ます」と書いている。

(四) 一八八五年九月一〇日号の“Congregationalist”に掲載された記事“A Interesting History” (以下「マダムス記事」と略記) 問題(質問状二一―十三頁)

YがTに複写を依頼した問題の記事を、TがYに送付した経緯について説明する。一九九一年九月三〇日、Yはワシントンのメリーランド大学に Osbourne McConathy の未刊行原稿“Luther Whiting Mason and His Contribution to Music in the School of Three Continents”の五三頁を複写。問題の箇所を以下引用。

In the “Congregationalist,” September 10, reference is made to the semi-centennial celebration of the Congregational Church in Gardiner, Main. A letter from the Rev. A. C. Adams, one of the former pastors, quotes Luther Whiting Mason as writing: “Here I am, after forty years wandering in the wilderness, just where I would like to be. I am employed by the Japanese government to create a system of music for the public schools of the empire, and have had under my instruction five hundred young people of the both sexes, who are preparing to become teachers. I write the music, and with help

of the committee select songs. So I am doing what I so long ago wanted to do — both musical and missionary work.”

ここに引用されているアダムス牧師に宛てたメーソンの書簡の一部は、『唱歌と十字架』で提示したメーソンに宣教の意図があったという説にとつて重要な裏付けとなるものであったので、書簡のオリジナルは無理でもせめて最初に掲載されたものが欲しいと思ふ。Yは“Congregationalist,” September 10に掲載されている問題の記事の複写をポストン滞在中であったTに一九九三年三月頃依頼。送られて来た記事“An Interesting History”の複写に対する礼状をTによれば一九九三年三月三十一日付でYは書いた。

質問状で「わたしから送られた経緯が書かれていないので抗議したことがあった。読物なので必要ないとのことだった」とTは言う。Yは「読物なので必要ない」と言ったことはない。六一四書簡で『唱歌と十字架』のプロローグ p.134を読んだ最後に『Congregationalist』が出てくると予感しました。又、途中に私が出てきたのでこの雑誌の登場は「イッチヒッチとポストンからあの笑い声が聞こえた」とか書かれるのかなと思っていたら、p.309はあっさりとしたものでした。この部分については二人の人から聞かれたことがあります。『あの資料手代木さんが送ったのですよね』『そうですが、ノン・フィクション仕立ての推理小説なのでそういうことは書かなくてもい

いということでしょう』と答えていました」とTは書いている。あとがきで「もしもこの本に学問的に評価される部分があるとなれば、その評価の半分（全部と言わないところがミソ）を受けられる権利が彼（T）にはあります」と書かせていただいただけではご不満のようなので、出版社に相談しなければなりません。が、「さっそくポストンに調査を依頼すると、やがて引用のオリジナルが届いた」（『唱歌と十字架』三〇九頁）を「さっそくポストンにいた手代木さんに調査を依頼すると」と書き改めることを検討しましょう。

（五）盗用・剽窃問題

次の文は正直言つて、裏付けとなる事実について何の言及もなく、不当にも私の名譽が著しく傷つけられたと感じて、精神的肉体的に大変な苦痛を強いられた。

「一九九四年三月頃、旧洋楽史研究会（会長、中村理平）の中から安田氏に対する懸念の声があがった。彼がマスコミにのり、資料・アイデアの盗用、そして剽窃を繰り返していたからである。また『安田氏の品位が問われるのは本人の問題だが、洋楽史研究会も品位に欠ける団体だとは思われたくない』という意見もでた。その時話題になった安田氏の著作は『唱歌と十字架』と『唱歌導入史に関する資料紹介』だった」

これについては公に事実関係を正しく書き直した上で、謝罪していただきたい。

洋楽史研究会は会則も会費も会員名簿もない、研究者の私的な集まりだった。会員はTとY以外は、中村理平、エヴァルト・

ヘンゼラーで最初発足し、後で、加納孝代、平高典子、赤井励、鈴木治の諸氏が加わり、前川公美夫、梶田清七、外山友子、塩津洋子、生田澄江の諸氏はデータベース「洋楽史年表」作成に参加して下さったが、洋楽史研究会の会員であるという意識があったかどうかははっきりしない。

すべてを含めても十三名の会員だから、仮にTが言っているような「マスコミにのり、資料・アイデアの盗用、そして剽窃を繰り返していた」といった重大な事件が会で問題になったのであれば私が知らないはずはない。一九九四年三月頃はまた、TとY合め、中村理平、加納孝代、平高典子、鈴木治の間で全員に配信するメール交換を毎日に行っていたが、Tが述べるような事は次に述べること以外に話題になったことはない。

一九九四年三月にあった洋楽史研究会に関わる主な出来事は、八王子市下柚木の大学セミナーハウスで三月二日と三日に行われた「近代日本音楽社会史研究会」に加納孝代氏の招待でYが研究発表をしたことである。洋楽史研究会からはT、中村氏、鈴木氏、平高氏（彼女は「近代日本音楽社会史研究会」員でもある）が参加した。

三月二八日に発信した私のメールから引用するとその時、平高氏からYに、「だめですよ、安田先生、函館で、あれだけ佐藤先生がおっしゃっておられたことなんですから」と、抗議があった。Yが一九九三年一月一九日に毎日新聞西部版に「歌謡暗殺譚七」で「天皇礼拝は、明らかにキリスト教礼拝を意識して作られている。その相関関係をあげると、御真影キリ

スト像、校長キリスト像、教育勅語キリスト像、勅語奉読キリスト像、唱歌キリスト像、校長キリスト像、文部省キリスト像、文部省官僚達は、存外、キリスト教から倣った面はありはしなかったか。氏神は祭礼等に比べるとバタ臭い面がみられるのではなからうか」。記事を書いたときは、佐藤説と伊藤説との関連が分からないこともあって、あえて出典は明記しませんでした。（中略）

実は、佐藤先生の講演を聴く前に、同じ年の国会図書館で集めた論文中に、すでに同じ説を読んでいた、私はそれに注目していたので、佐藤先生のお話を聞いたときに、両説の関係、前後関係が、まず気になったということです。その論文というのは、同志社大学人文科学研究所『キリスト教社会問題研究』第二七号（一九八七）所収の伊藤彌彦「臣民教育ならびに「徳育」的発想の諸問題」の注23です。「儀式の形成に関しては佐藤秀夫「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」『教育学研究』三〇―三、昭和三年）がある。尚、儀式の形式をみると、勅語奉読―聖書朗読、教育勅語―聖書、唱歌―賛美歌、御真影キリスト像、校長―司祭、文部省―バチカン、という

連想が浮かばなくもない。即ち、この種の形式を、文部省官僚達は、存外、キリスト教から倣った面はありはしなかったか。氏神は祭礼等に比べるとバタ臭い面がみられるのではなからうか」。記事を書いたときは、佐藤説と伊藤説との関連が分からないこともあって、あえて出典は明記しませんでした。（中略）

私も書いた後、気になったので、佐藤先生にお尋ねしました。一二月六日付でお返事をいただくことができました。

なおTは上記に関連してYが「まわりの人に『皆に迷惑をかけた』と言っていたと聞く」と言っているが、そんなことを言った覚えはなく、ただ、Tにも届いている同じメールで「見苦しさついでに、もう一つ言い訳をしますと、少なくとも主観的には、自説として主張する気はまったくありませんでした。でも、読む側からすれば、私の説として書いたように読める、という指摘に対しては返す言葉は全くありません。反省するばかりです」と皆様にお伝えしました。

さらにTは、六一四書簡に対して「この手紙への返答はなかったが（中略）わたしは彼の沈黙の期間は謹慎期間と受け取っていた」と言うが、これは誤解で、六一四書簡はTの勘違いに基づくそれこそ「一時的な気の迷い」と判断し、沈黙してしばらく時間を置く事が最良策だと考えたままで、実際Tは七月一日の手紙で「前回は個人的にもいろいろあって、大変失礼な書き方をしてしまいました。反省しています」と書いて来た。

質問状でYを「マスコミにのり、（中略）アイデアの盗用（中略）を繰り返していった」と非難したTは、後、「忘れられた異文化交流 明治期唱歌とアメリカの讚美歌」『大学時報』（第四四卷一四三三号、一九九五）で「ある学制史の研究者によれば、戦前の学校で行われた祝祭日の儀式は、プロテスタント教会の礼拝を模倣したものだということである。すなわち御真

影Ⅱキリスト像、校長の訓話Ⅱ牧師の説教、教育勅語Ⅱ聖書、勅語奉読Ⅱ聖書朗読、唱歌（君が代）Ⅱ讚美歌、のような関連づけがそこには見いだせる」と書き、さらに、「日本の讚美歌・聖歌と唱歌をめぐって」『日本キリスト教総覧』（新人物往来社、一九九六）で、「また、同志社法学部伊藤彌彦教授は、戦前の学校で行われた祝祭日の儀式は、キリスト教の礼拝を模倣したものではなかったか、と述べている」〔注11：伊藤彌彦「臣民教育ならびに〈徳育〉的発想の諸問題」『キリスト教社会問題研究』第二十八号（二十七号が正しい）一九七八年十二月四四頁（四三頁が正しい）〕。すなわち、教育勅語Ⅱ聖書、勅語奉読Ⅱ聖書朗読、唱歌Ⅱ讚美歌、御真影Ⅱキリスト像、校長Ⅱ司祭、文部省Ⅱバチカン。これは日本古来から存在すると思っていたものが、近代に異文化交流によって形成されたものだということの一例であろう」と書いている。

二 再反論

「読む」はTの著書『讚美歌・聖歌と日本の近代』（音楽之友社、一九九九）第三章「音楽と宣教―日本の讚美歌・唱歌の源流を辿って」（以下「音楽と宣教」と略記）について、「著者と先行研究者の業績を峻別」するため、「音楽と宣教」を九つの部分に分け、各部分の内容を要約し、それを逐一先行研究との関係から分析し、結論に「最後に以上指摘した二十二点の著者の貢献をまとめる」と書いたように、著者の業績を十四項目にまとめたものである。

死って、Tが「読む」を「わたし手代木が書いた内容への議論ではなく」と言うのは一部事実であるが、「わたし引用した文献等が狭い人間関係の中で誰が一番早くその文献を読んだかが主な内容になっており、しかもそれは事実無根のものがほとんどである」と言うのは全く理解に苦しむ。それでもTは「読む」にわずかに反論しているから、以下六点ほど「事実無根」かどうか検討する。

(一) オルチン書簡第一信及び第二信(質問状一〇頁)

Yが言いたかったのは、Tの業績として評価出来るか、ということであった。この箇所はTが言っていることが正しい。Yは誤りについてTに詫びなくてはならない。

(二) 『風琴教授詳説』について(質問状一〇頁)

「赤井勳氏の私信」が『風琴教授詳説』が「日本で初めての本格的オルガン教本」であることの根拠として指示されている。学術論文ではあり得ないことである。第三者が「赤井勳氏の私信」にアクセス出来ないのを、追試のしようがないからである。T著作の『目録』(一九八九)に記載したから「赤井氏からの引用ではない」と言うが、それならすでに『国立国会図書館所蔵明治期刊行図書目録第三巻』(一九七三)にも記載されている。

オルチンの『風琴教授詳説』を最初に取上げた研究論文は何かをYは問題にしている、Yは赤井勳氏の「明治オルガン史考」『オルガン研究』(No.20、一九九二)と考えていたが、もう少し調査を要るかもしれない。

(三) メーソンの受勲と死亡(質問状九頁)

メーソンが日本政府から勲章を授与されたか否か、それと彼の死亡との関係についてはこれまで学説が一致していない。Tが言う「この分野の研究者なら常識になっている事実関係」では決していないので、メーソンの経歴を述べるとき、研究者として最も神経を使う箇所である。

中村氏が指摘している通り堀内敬三は『音楽五十年史』で「明治廿九年メーソン逝去の報到るや功労を思召され勲四等を賜った」と述べ、遠藤宏は『明治音楽史考』で「翌二十九年には勲四等に叙せられている」と述べ、『音楽教育成立への軌跡』では「明治二十九年(一八九七)彼は日本政府から勲四等に叙せられた。(中略)なお叙勲後、この年の冬六十九歳で彼は世を去った」とし、『東京芸術大学百年史東京音楽学校篇第一』では「明治二十九年(一八九七)彼は日本政府から勲四等に叙せられた。(中略)なお彼は叙勲後、この年の冬七十九歳で世を去った」としている。

メーソンに「勲章・勲記を伝達することを命ずる文章が九月一二日付で作成され米國に送られた。しかしメーソンはすでに死亡しており、勲章・勲記はやむなく日本に送り返され、後日記念品が遺族に贈呈されるという結果に終わっている」という中村氏の説を引かない限り、Tが「日本の功績からこの年、勲四等瑞宝章を授与されたがアメリカに送られたときには死去していた」とは言えない。

従って「この分野の研究者なら常識になっている事実関係を

わざわざ決定版から引用とする必要はない」という説明は、引用が漏れていることへの見え透いた言ひ訳とは考えられないだろう。

(四) メーンンの讃美歌集の出典(質問状九一—一〇)

Tは「音楽と宣教」で「メーンンは来日前、何種類かの讃美歌集を編纂してゐるが、通常の讃美歌集だけでなく、同時に女声用、男声用、混声用と聖歌隊用の讃美歌集も刊行してゐる(注18: The Mason's hymn and tune book Boston: Ginn and Heath, 1880). The Mason's hymn and tune book for mixed voices(Boston: Ginn and Heath, 1880). The Mason's hymn and tune book for male voices(Boston: Ginn and Heath, 1880). The Mason's hymn and tune book for female voices (Boston: Ginn and Heath, 1880).)」と述べた。メーンンの讃美歌集について述べるとき、研究者なら最も注意深くならざるを得ない。現在現物の所蔵先が不明であるからである。にも関わらずTはここでも出典を注記していない。Tは「中村氏のメーンン著作一覧は和訳されている。わたし手代木は原文のまま掲載したので、その意味でも中村氏からの引用という言葉は使えない」と説明する。なら、その原文はどこから引用したのか。「横浜と讃美歌—明治初期讃美歌について—」で触れた」と言うが、そこにはメーンンは「音楽教育書や讃美歌集を、来日する以前にボストンで編纂した」とあるだけである。Tがその典拠だと「言及してゐるThe New Grove dictionary of American Musicのメーンンの項目では、"Mason's

Hymn and Tune Book and the Mason School Music Course were published in 1882 and 1898 respectively"とある。メーンンの博士論文では「Mason, Luther Whiting. Mason's Hymn and tune Book. Boston: Ginn and Co., 1880. Mason, Luther whiting. Mason's Hymn and tune Book for Female Voices. Boston: Ginn and Co., 1894. Mason, Luther whiting. Mason's Hymn and tune Book for Male Voices. Boston: Ginn and Co., 1880. メーンン博士論文では「Luther Whiting Mason, The Mason's Hymn and Tune Book for Mixed voices: a collection of unsectarian hymns for use in high and normal schools (Boston: Ginn & Heath, 1880); The National Hymns and Tune Book for Female Voices (Boston: Ginn, 1880); and Mason Hymn and Tune Book for Male Voices, (1880).」となっている。

Tが中村氏からの引用でもなく、「原文のまま掲載した」と言う「原文」は上記いずれとも一致しない。どこから引用したのか注記が無いから、もしかして現物を発見し確定したのか。それなら大変な功績である。

(五) オルチン書簡翻訳論争(質問状九頁、一一頁)

Tの注記漏れをYが指摘した事に対して、Yこそ注記漏れだとTは反論する。一八八四年一月一四日付オルチン書簡(以下「一四オルチン書簡」と略記)についてYが「L・W・メーンンの再来日計画とアメリカン・ボート日本ミッション」(以

下「再来日」と略記)で「当時、盲人はもっぱら音楽を職業としていた、しかし、彼らがいったんクリスチャンになると、それまでの自分たちの音楽を棄ててしまう。しかし、それでは彼らは家族を養うことができない。そこで、教会としては、彼らが新しい音楽で家族を養うことができるように教育する必要がある。そのような教育にメーンソンが最適だというのがオルチンの意見であった」と述べたことに関してTは、自分の「訳文の紹介としか思えなかった」といい「この書簡をわたし手代木が既に訳していることを安田氏は注記していない」と注記漏れを指摘し、「安田氏がアンフェアな記述をしている」と言う。

まず事実関係を明らかにしておく。「読む」でも述べた通りYは一九九四年四月二二日に同志社大学人文科学研究所第二研究A班で「唱歌とアメリカン・ボード宣教師往復書簡―宣教師L・W・メーンソン4教派合同派遣問題の経緯を中心に―」と題して発表。発表参考資料として「一四オルチン書簡全文をワープロで起こしたものを配布。

同年一月二五日同班でTは「G・オルチン―アメリカン・ボード往復書簡(イントロダクション)」と題して発表。その際、一四オルチン書簡全訳を配布。

従って一九九四年四月二二日までにYは「一四オルチン書簡全文を読んで、発表原稿にはすでに」当時、盲人というのは音楽をもっぱら職業としていました。しかし、彼らがいったんクリスチャンになると、それまでの自分たちの音楽を棄ててしまいます。しかし、それでは彼らは家族を養うことができ

せん。そこで、教会としては、彼らが新しい音楽で家族を養うことができるようにしてあげる必要があるわけです。そのような教育にメーンソンが最適だということです」と書いてある。

(六) 盲人教育問題(質問状一―一二頁)

「再来日」から問題となつてゐる注41を引用する。

“I recollect rightly, you are one of the trustees of the Perkins's Institute for the Blind. My object in writing you is to obtain specimens of printed music for the blind, also of all elementary instructions in music. They have an institution for the blind here on a small scale, not supported by the government. While I am here I desire to do what I can for them. I have as a pupil a blind man, who is the best performer and teacher of the Cota, their harp of thirteen strings, in Japan.” Mason, “Mason's Letter to John S. Dwight, July 21, 1880” Dwight's Journal of Music, September 11 (1880): 151.

“I am very much interested in the education of the blind of your country and I think I can do something for them in music. I wish therefore to visit the Institution for the blind in Kyoto as I understand there is such an Institution there.” 「教師メーンソン冬期休業中の旅行回」(『公益書類明治十三年二月―十五年六月下巻』一五九丁)。

ここには二つの英文が引用されているが、前者について、「パーキンス盲学校に関するメーンソン書簡を紹介した部分 (p.164) は、拙稿(同上)「再来日」(のこと)中の英文 (p.125) を翻訳して載せたものであることを明示しなければならぬ」とTに注記漏れを指摘した。これに対してTは、「典拠である『教師メーンソン冬期休業中の旅行伺』(中略)のコピーをわたし手代木は所蔵しており、まだ誰も訳していないと思ってこの部分を翻訳した。この資料も誰でも入手可能な資料である。注に資料を転載しただけでプライオリティーが発生し得るのだろうか」という理由で注記漏れではないと反論する。

その上、「注に原文を転載するのは安田氏の自由だが、自身自身のオリジナル資料であるかのごとく安田氏が主張するのは不当である」と言う。

しかし、転載した注41をみれば分かる通り、Tが「まだ誰も訳していない」と思ってこの部分を翻訳した資料の典拠は、「*Mason's Letter to John S. Dwight, July 21, 1880*” *Dwight's Journal of Music, September 11 (1880): 151.*」であり、『教師メーンソン冬期休業中の旅行伺』にはむしろこの英文書簡はない。それなのにTは「典拠である『教師メーンソン冬期休業中の旅行伺』(中略)のコピーをわたし手代木は所蔵しており、まだ誰も訳していない」と思ってこの部分を翻訳した」と言う。注記漏れを指摘した研究者に反論する研究者がこのように取り違えをするだろうか。

TはYの「読む」を「事実無根のものがほとんど」で「一時

的な気の迷いとしか思えない内容」だと言うが、Tがわずかに反論したものだけからも、少なくとも上記(三)(四)(五)(六)はそうでないことは自明である。

三 再質問

質問一 YとTの研究の関係については、時間の節約のため「再来日」と「音楽と宣教」との関係のみにしぼり、さらにTが反論している盲人音楽教育の一点だけを取り上げる。そうして、まず発表された順に、Yの記述、次にTの記述を並べ(注記は「」に入れ本文に挿入)、それを比較してから質問する。

(Yの記述) この会議の様子はただちに、十四日付でオルチンによって、クラークに報告された [40: G. Allchine, N. G. Clark, 1884.1.14 (Roll 9, 61)]. 右記ロンドン書簡とおなじ長文のもので、いずれも伝道と音楽との関係、日本の音楽の現状について報告した、洋楽史にとって貴重なドキュメントになっている。

メーンソンに関しては、簡単に言えば、大阪ステーションは特にメーンソンの来日を歓迎する、というものであった。

メーンソンとの関係でオルチンはもう一つ重要なことを述べている。それは盲人の音楽教育である。つまり、当時、盲人はもっぱら音楽を職業としていた、しかし、彼らがいったんクリスチャンになると、それまでの自分たちの音楽を棄ててしまう。しかし、それでは彼らは家族を養うことができない。そこで、教会

としては、彼らが新しい音楽で家族を養うことができるように教育する必要がある。そのような教育にメーンが最適だとわうのがオルチンの意見であった。

「I am very much interested in the education of the blind of your country and I think I can do something for them in music. I wish therefore to visit the Institution for the blind in Kioto as I understand there is such an Institution there.」教師メーン冬期休業中の旅行伺(『公議書類明治十三年二月―十五年六月下巻』一五九丁)。「そして、日本を離れてからでもずっと盲人の音楽教育に特に力を入れている様子が思い出される。メーンは、明治十四年暮れに京都を訪問し、明けて正月三日に盲啞院を訪れている。十五年七

月)に休暇で日本を離れてから、メーンはヨーロッパで訓盲院を視察した[42:「メーンより伊沢宛ヨーロッパよりの手紙」(『音監往復書類 明治十六年下』三九丁(東京芸術大学百年史東京音楽学校編 pp. 238-39)]。十六年の一月に解雇を知ったメーンは、せいかく盲人のために種々の計画をしていたのに、契約が継続されないと「と残念がっている[43:「文部卿福岡孝弟宛メーン書簡」1883.1.15] (『音監開申書類』(東京芸術大学百年史東京音楽学校編 p. 239)]。同じく四月にも伊沢に、渡欧中は盲人の音楽教育とくに関心を払ったと述べている[44: “I gave much attention to what is being done for the blind, in music, especially as to methods of writing and reading.” 「伊沢修一宛メーン書簡」1883.4.22] (上伊那郷土館所蔵)】。

メーンは自分のシステムを日本の盲人に普及させる方法を模索していたようである。その目的は、まさに、オルチンが言ったように、キリスト教に改宗した盲人たちを自分たちの音楽の専門家として再教育することだったに違いない。

(Tの記述) 上記書簡(一一四オルチン書簡)から、メーンが文部省を解雇され、お雇い外国人としての再来日が不可能となった時点で、アメリカン・ボード宣教師たちのメーン招聘の熱望をうかがい知ることが出来る。(中略) また、この書簡でオルチンがメーンを高く評価する中に盲人への教育があげられる。(中略) 当時日本には音楽を職業にしていた盲人

が多数存在した。当時「日本のクリスチャンは、クリスチャンになったことにより現在では使うには不適切な日本の音楽をやめたので、私たちはそのかわりのものを与えなければなりません」。しかしこれでは盲人は失業してしまう。そこで教会で再教育して、それまで同様自活の道を歩ませる。この盲人への教育にメーンソンが最適だとオルチン師は述べているのである。メーンソン自身は日本滞在中盲人への音楽教育にも関心を示していた。(中略)メーンソンは明治十三年六月二日付のジョン・S・ドワイト宛書簡で次のように述べている「一四一メーンソンのJ・S・ドワイト宛書簡は『ドワイト・ジャーナル・オヴ・ミュージック』の中で、『Mr. Mason in Japan. Tokyo, July, 21, 1880』として掲載されています。Mr. Mason in Japan. Tokyo, July, 21, 1880 in Dwight Journal of Music, Sept. 11, 1880, p.151」。(以下字下げによって引用してゐるものを括弧で示す。以下同様)「もし私の記憶が正しければ、あなたはパーキンズ・インスティテュート・フォー・ザ・ブラインドの理事の一人だと思えます。私は盲人のための印刷楽譜のサンプルと音楽の初歩的な教授法を記したサンプルのすべてを手に入れたいと考え、この手紙を書いています。ここ日本には一カ所ではありませんが、小規模ながら盲人のための教育施設があります。それは政府の援助を受けたものではありません。日本滞在中に、私は盲人のために何かをなしたいという、強い願望を持っています」。明治十四年一月三日京都府立盲啞院を訪問「『安田寛氏にご教示いただいた。安田氏によれば京都府立盲啞学校には明治十五年

一月三日にメーンソン訪問の記録が残されているとのことである。筆者も平成一〇「一九九八」年九月二日京都府立盲啞学校にうかがい、この記録を確認した。(後略)。「メーンソン冬期休業中旅行伺」では、次のように旅行の申請をしている「『安田』教師メーンソンの冬期休業中旅行伺『回議書類 明治十三年二月一五年六月』下巻一五九丁。原文は英文。「私は貴国における盲人の教育に大変興味を抱いております。そして、私は音楽という分野において盲人のために何がしかのことができると考えております。京都には盲人のための施設があると聞き及んでおります。それゆえ、京都のそのような施設の訪問を希望する次第です(略)」(中略)また、明治十六年七月からメーンソンは自らの教科書改訂と日本の音楽教育のための新資料収集のためヨーロッパを旅行しているが、ハンブルクでは「幼稚園ヨリ訓盲院ニ到ルマデ音楽教授ノ方法等訊」と伊沢修二に書簡(明治十五年一月二〇日付)を書き送っている「『安田』メーンソンから伊沢修二あて書簡 明治十五年十一月二十日付『音監往復書類』明治十六年下、東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇』第一巻(音楽之友社 昭和六二「一九八七」年一〇月)、一三八―一三九頁」。そして突然の解雇を知ったメーンソンは明治十六年一月五日、文部卿福岡孝弟宛の解雇通知の返信に「貴国教育之為殊ニ盲人教育之種々計畫仕候事等御座候」と盲人教育に意欲があったことを示し「『安田』解雇通知に対するメーンソンからの返信 明治十六年一月十五日付『音監開申書類』明治十六年、東京芸術大学百年史編集委

員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇』第一巻（音楽之友社 昭和六二「一九八七」年一〇月）、一三九頁）、伊沢修二宛書簡（明治二六年四月二二日）でも「私は盲人のために、音楽という分野では特に記譜法、読譜法に関して何がなされているのかに大変注意をはらってまいりました」[14]。この書簡は神沼八郎著「伊沢修二とLuther Writing Mason」『東京女子体育大学紀要』第五号（昭和四五「一九七〇」年）に紹介されているが、現在も所蔵されているかどうかは不明」と同様なことを伝えている。オルチン師が、帰国したメーンソンをあえて待望するのは、メーンソンの盲人教育への意欲だけでなく、メーンソンがすでに何らかの方法論を見いだしていたからであろう。

YもTも同じ一四オルチン書簡に基づいてオルチンが盲人音楽教育との関連でメーンソン再来日を支持したことを述べ、その視点からメーンソンの盲人音楽教育活動を、全く同じ資料を全く同じ順で使って検討し、まとめている。にも関わらずTはYの「再来日」には一言も触れていない。次の質問に「はい」か「いいえ」で答えて下さい。TはYの研究を断りなしに使って下さい。もしも答えが「いいえ」ならその理由を説明して下さい。

質問2 「読む」は「わたしが引用した文献等が狭い人間関係の中で誰が一番早くその文献を読んだかが主な問題になって」とはどの箇所のことを言っていますか。

質問3 「資料紹介」には「原文の典拠、入手先にアンフェ

アな書き方があり」、「不当な資料のプライオリティーの主張がある」そうですが、その箇所を具体的に指摘してください。

質問4 「この文献を引用することは、引用した人間まで品位を問われかねないので基本的に引用しないことにしてきた」にもかかわらず「この中に一ヶ所安田氏の達見の箇所があったので「唱歌導入史に関する資料紹介」からの引用であることが目立たないように紹介したことがあった」とは、どれをどこに引用したのですか。

質問5 『日韓唱歌の源流』で取り上げるべきTの業績で、Yが「軽視、無視というより抹殺」しているものももしもあればご指摘下さい。

質問6 「音楽と宣教」で越川美都子氏の卒業論文に一度も言及されないのは何故ですか。

質問7 Yが「マスコミにのり、資料・アイデアの盗用、そして剽窃を繰り返していた」そうですが、「資料・アイデアの盗用」の意味を述べてから、それと剽窃の事実を具体的に指摘して下さい。

質問8 『唱歌と十字架』で「安田氏の無断引用と剽窃」とはどの箇所ですか。理由と一緒にご指摘下さい。

質問9 「資料・アイデアの盗用、そして剽窃を繰り返していた」ことで問題になったと言う『唱歌と十字架』、「研究論文足り得ない」と言う『唱歌と十字架』から「音楽と宣教」に多く引用されているのは何故ですか。

質問10 『唱歌』という奇跡』で「今回もまた先行の翻訳や

研究に触れていない」とはどの箇所ですか。理由と一緒にご指摘下さい。

紙面に限りがあるため、出版されたものではなく、口頭発表資料の試訳を注記漏れとするなど、他の争点すべてに触れることが出来なかったのは残念であるが、研究に取って意味のある重要な争点は触れたつもりである。